

# 第4期（令和6年度～令和10年度） 南部町地域福祉計画

みんなで支え合い 誰もがすこやかに  
安心して暮らせるまち





## はじめに

近年、我が国においては、急速な少子高齢化、人口減少に伴う単身世帯の増加や核家族化、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化により、家族や地域社会の繋がり希薄化が進むなど、社会状況の大きな変化を見せております。



また、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」や 80 代の親が同居する引きこもりの 50 代の子の生活を支えるなどの「8050 問題」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」のような複合化・複雑化する課題を抱える世帯への対応や、生活困窮、DV、自殺や虐待、介護など、何らかの悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応など、求められる福祉のニーズも複雑・多様化しております。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らしつづけられるよう、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が連携して支援が必要な人を支えるしくみをつくる「地域福祉」の重要性が、よりいっそう高まっており、町では、地域住民の皆さんと関係機関が連携して支え合うしくみづくりの指針となる「第 2 期南部町地域福祉計画」と、地域福祉推進の中心となる南部町社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」を、平成 31 年 3 月に一体的に策定し、より実効性のある計画として地域福祉に係る施策を推進して参りました。

このたび、第 3 期計画の計画期間が満了となることから、地域福祉の取り組みをさらに推し進めるべく「第 4 期地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「みんなで支え合い誰もがすこやかに安心して暮らせるまち」の実現を目指して各種施策を推進して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたってご指導・ご審議いただきました「南部町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係者の皆様から心からお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

南部町長 工藤 祐直

# ●● 目 次 ●●

## 第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景 .....	3
2	計画の位置づけ .....	6
3	計画の期間 .....	9
4	計画の策定体制 .....	9

## 第 2 章 地域を取り巻く状況

1	南部町の概況 .....	13
2	地域の援助体制の現状 .....	22

## 第 3 章 目指す地域福祉の姿

1	基本理念 .....	29
2	「地域共生社会」の実現に向けた取組み .....	29
3	施策の展開 .....	30
4	地域福祉政策の展開にあたって .....	31

## 第 4 章 基本目標

基本目標Ⅰ	支え合う地域づくり .....	35
施策の方向1	支え合う意識の向上 .....	36
施策の方向2	地域での福祉活動の推進 .....	37
施策の方向3	地域福祉関係団体との連携強化 .....	38
基本目標Ⅱ	やさしい地域づくり .....	39
施策の方向4	子育て家庭のニーズに合った支援 .....	40
施策の方向5	生きがいを感じられる高齢者支援 .....	41
施策の方向6	障がいのある人への自立支援 .....	42

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり .....	43
施策の方向7 地域社会を支える助け合いのしくみづくり ..	44
施策の方向8 地域ぐるみで安全・安心な環境づくり .....	45
施策の方向9 再犯防止施策の推進 .....	46
施策の方向10 保健・医療・福祉の連携づくり .....	47
基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり .....	48
施策の方向11 介護予防・健康づくりの推進 .....	49
施策の方向12 包括的支援体制の充実 .....	50
施策の方向13 生活に困っている人への支援 .....	52
施策の方向14 成年後見制度の利用促進 .....	53
基本目標Ⅴ 充実した地域福祉の基盤づくり .....	54
施策の方向15 地域福祉に対する意識づくり .....	55
施策の方向16 地域活動の担い手確保と育成 .....	56
施策の方向17 情報共有・管理の充実 .....	57

## 第5章 計画の推進にむけて

1 協働による計画の推進 .....	61
2 計画の進行管理 .....	63

## 資料編

1 南部町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	67
2 南部町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	69
3 南部町地域福祉計画策定経過 .....	70



# 第1章 計画策定にあたって

---

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制



# 1 計画策定の背景

日本の戦後の社会福祉は昭和 26 年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。

しかし、少子高齢化・経済状況のひっ迫、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、政府は社会福祉の基礎構造改革を行い、平成 12 年には同法が「社会福祉法」へと改正され、その中で、子どもや障がいのある人、高齢者を対象とする公的福祉制度の整備やサービスのさらなる充実とともに「共助」といった地域福祉の概念が取り入れられました。

また、個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援をおこなっていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進が求められるようになりました。

このような中、地域福祉計画策定においては、地域共生社会の実現を目指す一環として、平成 30 年に社会福祉法の一部が改正され、市町村は地域住民等及び支援機関との相互協力のもとで、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されるとともに、それまで任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉・障害者の福祉・児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」などを記載する「上位計画」として位置づけられました。

さらに、引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺などの複合化・複雑化する様々な社会問題への支援ニーズに包括的に対応するため、令和 3 年には「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に向けた支援を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設を内容とする改正が行われています。

今後ますます加速する少子高齢化に対して、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までのすべての町民が「みんなで支え合い誰もがすこやかに安心して暮らせるまち」づくりを実現するため、町の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直し、新たに「第 4 期南部町地域福祉計画」を策定するものです。

## ① 計画策定の趣旨

地域の中には、社会を支えている若者や壮年世代、次代を担う子ども達、現在の地域社会の礎を築いてきた高齢者など、様々な人が暮らしており、すべての人が、地域でより自分らしく暮らすことを求めています。そして、その願いを保障するために最大限に努力・活動することは、わたしたちの社会に課せられた大きな責務といえます。

しかし近年、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化、経済の後退など、社会環境の変化により、地域社会を取りまく環境は大きく変わり、地域でのつながり、支え合いの機能が低下しています。

また、高齢者や障がい者、子育て世帯などの住民が抱える生活課題においても、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や 80 代の親が引きこもっている 50 代の子の生活を支えている世帯（8050 問題）、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている世帯（ヤングケアラー）などのように複合化・複雑化しているほか、生活困窮や DV、自殺や虐待、介護など、何らかの悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」に落ち込み、社会的孤立に陥っている人がいます。

こうした背景から、住民の誰もが住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して暮らせるよう、住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の公的機関が相互に協力しながら、地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、課題解決や目標達成に向けて協働していくことが求められています。

地域福祉計画は、このような地域福祉の推進を目的とするもので、町、地域住民、社会福祉事業者、住民組織などが各々の役割を担い、連携していくための指針として策定したものです。

## ② 地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、障がいの有無や性別、年齢、生活状況などの異なる様々な人々が暮らしています。その中には何らかの事情で誰かの援護が必要な人も必要としない人も数多く住んでいます。

地域福祉とは、これらの人たちが抱える生活上の課題を、子どもから高齢者まで、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、自治体や住民、民間団体などが相互に連携・協力し合いながら、誰もが住み慣れた地域で、心豊かで安心して暮らせるように地域社会における福祉課題の解決に取り組んでいく体制づくりです。

## ③ 地域福祉計画とは

少子高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取りまく環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

地域福祉計画とは、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉の考え方を推進するために、住民・民間団体などと連携・協働し、福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を示す計画です。

## 2 計画の位置づけ

### ① 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

## 社会福祉法

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。（略）

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

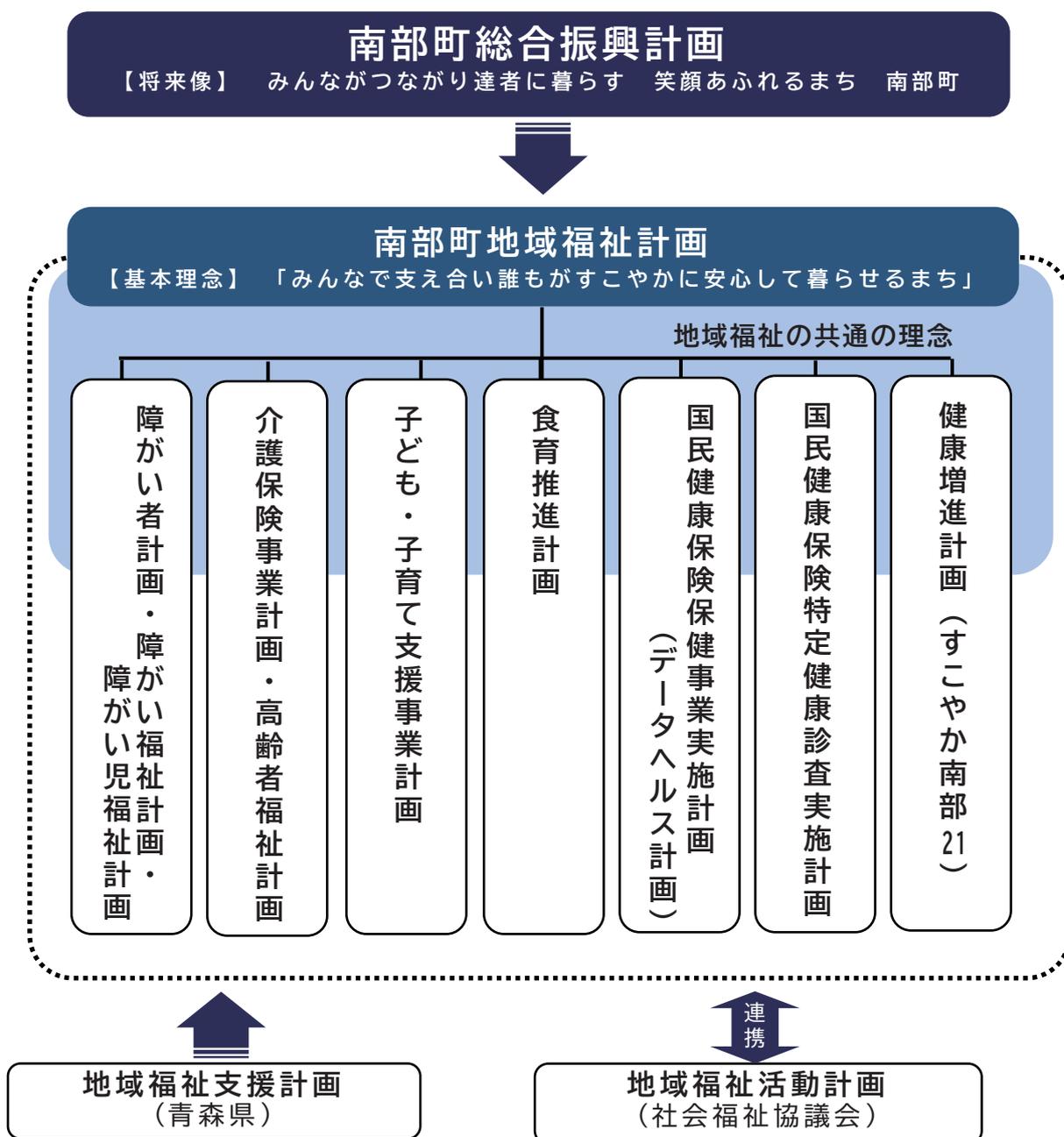
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## ②分野別計画との関係

本計画は、南部町総合振興計画を上位計画とし、福祉分野を統括する計画として福祉政策の方針を示すとともに、「健康増進計画」「子ども・子育て支援事業計画」「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」など、各個別計画に基づく施策が地域においてより効果的に展開されるよう、計画横断的な推進施策を明らかにする計画です。

さらに、南部町社会福祉協議会が策定する「南部町地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携をとりながら地域福祉を推進していきます。



### ③ S D G s との関係性

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、S D G s [エス・ディー・ジーズ]）」は、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、令和 12 年に向けた国際目標であり、広範な課題に国や事業者、自治体などのすべての主体が取り組むこととされています。本計画においても、S D G s のうち主に次の 8 つの目標に関連しながら、各施策の取組みを進めていきます。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 カ年計画とします。

ただし、国の制度改革、社会経済情勢・住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画名	期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
南部町地域福祉計画	5 年	2期	第3期				第4期					
障がい者計画	5 年	第3期			第4期							
障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画	3 年	第5期		第6期		第7期						
介護保険事業計画 ・高齢者福祉計画	3 年	第7期		第8期		第9期						
子ども・子育て支援 事業計画	5 年	第1期	第2期									
食育推進計画	5 年	2次	第3次				第4次					
国保保健事業実施計画 (データヘルス計画)	6 年	第2期				第3期 (R11 迄)						
国保特定健康診査等 実施計画	6 年	第3期				第4期 (R11 迄)						
健康増進計画 (すこやか南部 21)	12 年	第3次				第4次 (R17 迄)						
南部町総合振興計画	5 年	第2次(前期)				第3次(後期)						

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する有識者及び地域活動団体等で構成された「南部町地域福祉計画策定委員会」において、計画や地域福祉の推進について審議・策定しました。



## 第2章 地域を取り巻く状況

---

- 1 南部町の概況
- 2 地域の援助体制の現状



# 1 南部町の概況

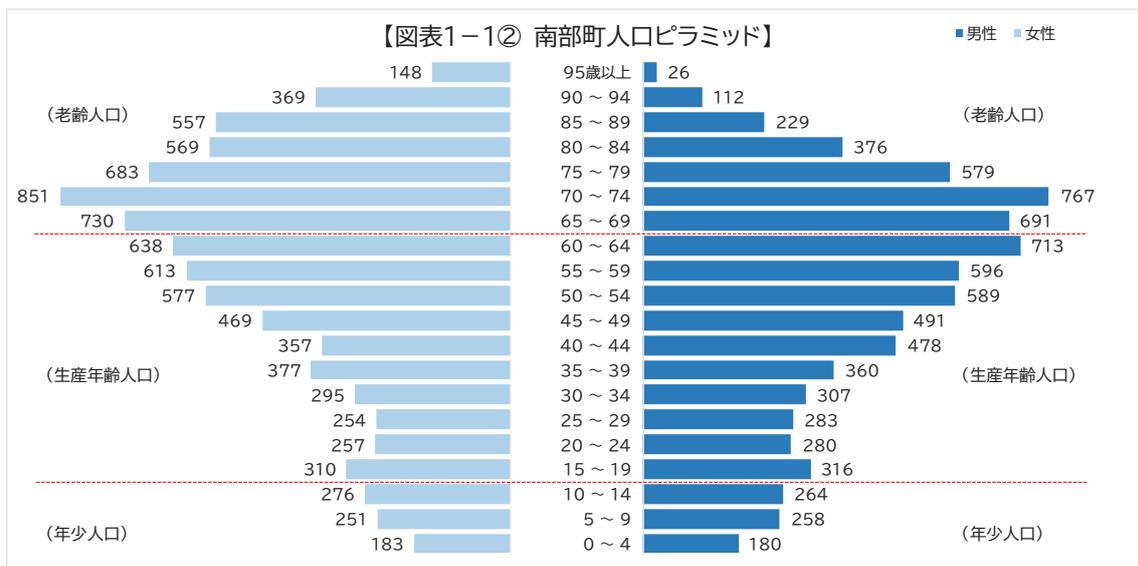
## ① 人口の状況

町の人口は、過去 10 年間で毎年右肩下がりに推移しており、住民基本台帳による令和 5 年 10 月 1 日現在の総人口は 16,659 人となっています。

年齢 3 区分別の人口では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）、高齢人口（65 歳以上）の全ての区分で減少しており、人口ピラミッドからも少子高齢化の状況がうかがわれます。

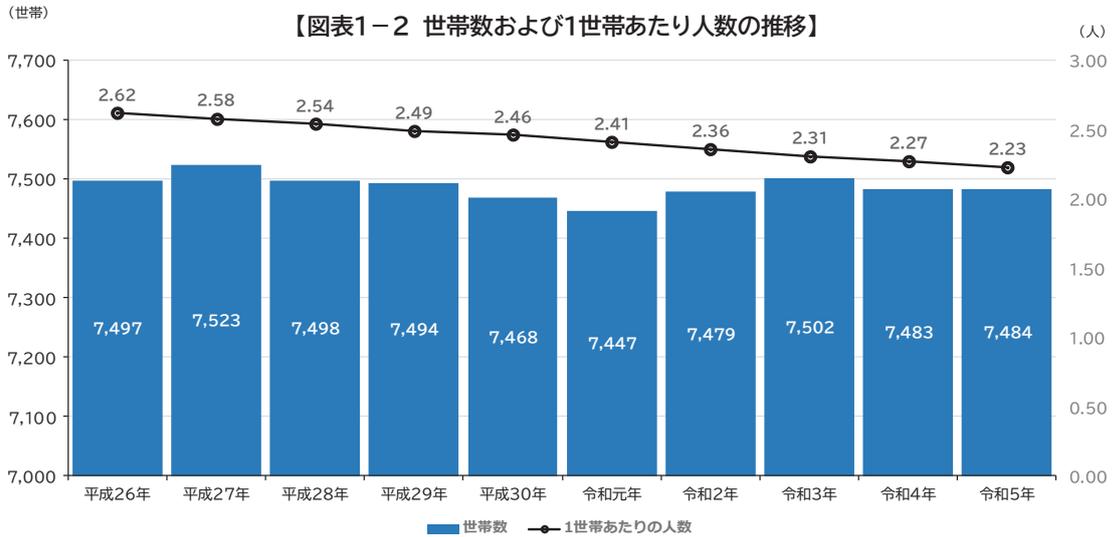


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）



## ② 世帯の状況

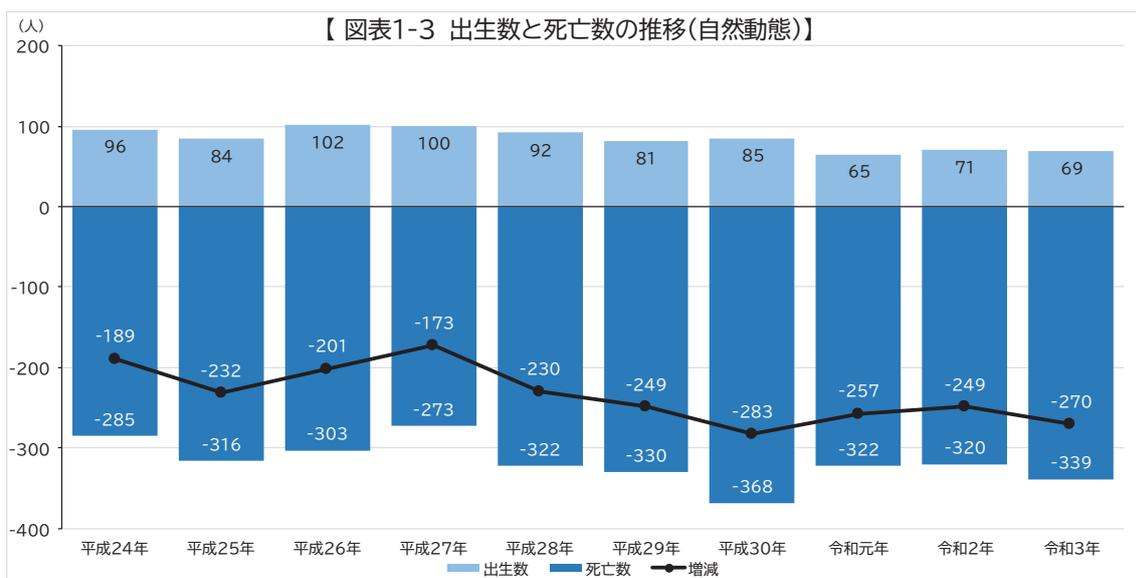
世帯数は増加と減少を繰り返しており、令和 5 年の世帯数は 7,484 世帯となっています。1 世帯あたりの人員は 2.23 人と減少が進んでおり、核家族化や少子化が影響していると推測されます。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

## ③ 自然動態（出生・死亡）の状況

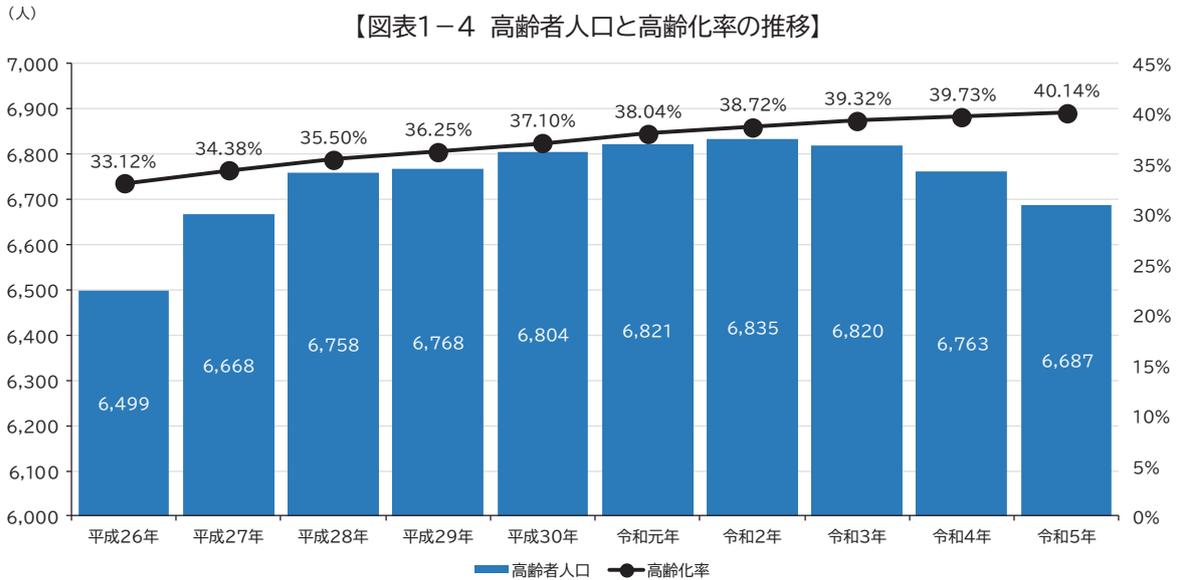
自然動態については、死亡数が出生数を大きく上回っており、少子化の進行がうかがえます。



資料：青森県保健統計年報

#### ④ 高齢化率の状況

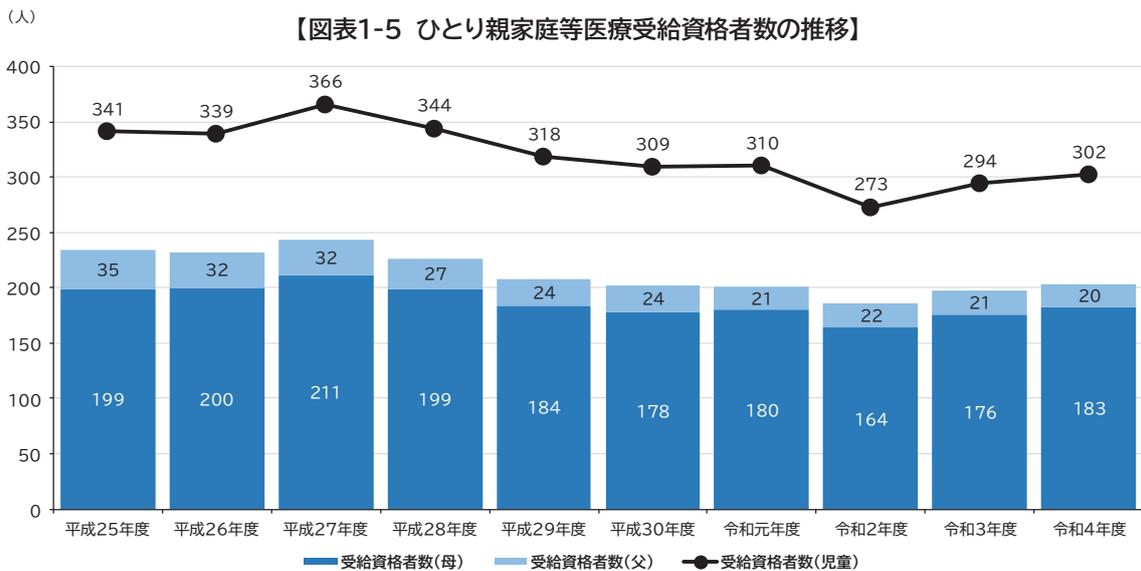
65 歳以上の高齢者人口は減少傾向にあるものの、平成 22 年では 29.63%だった高齢化率（増人口に占める 65 歳以上の割合）は、令和 5 年には 40.14%に達し、約 5 人に 2 人が高齢者という状況となっています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

#### ⑤ ひとり親家庭等医療費受給資格者数の推移

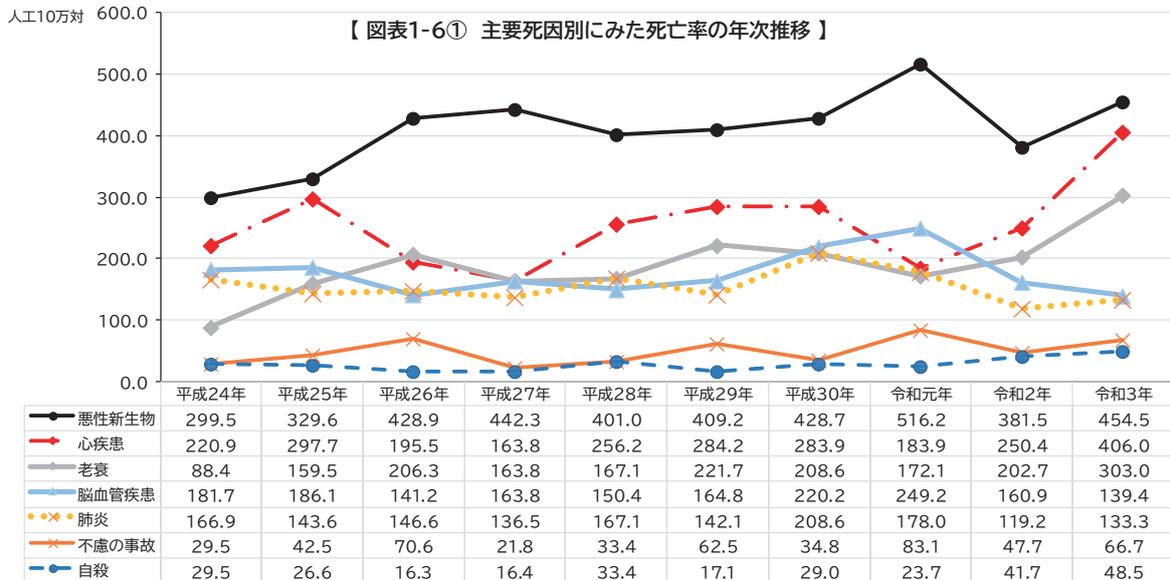
ひとり親家庭等医療費受給資格者数は、ほぼ横ばいで推移しており、内訳としては、母子世帯が多くなっています。



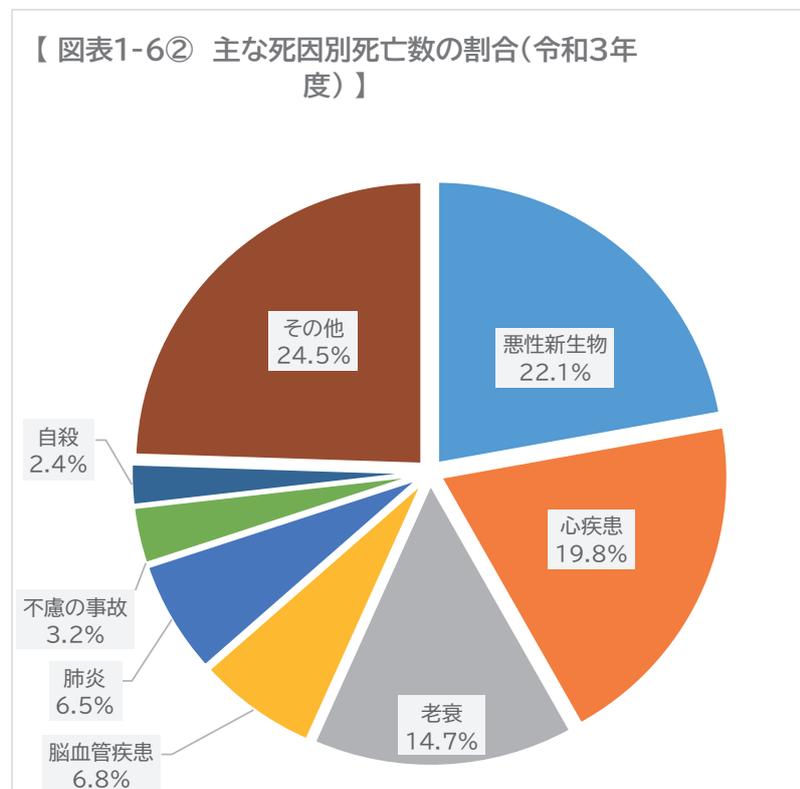
【注意】 グラフはひとり親家庭等医療費受給資格者数であり、ひとり親家庭数ではありません。  
資料：健康こども課業務実績報告書（各年度末現在）

## ⑥ 主要死因の推移

主な死因の推移をみると、悪性新生物は一貫として死因の上位を占めており、令和 3 年の全死亡者に占める割合は 22.1%となり、およそ 4.5 人に一人は悪性新生物（腫瘍）で死亡しています。



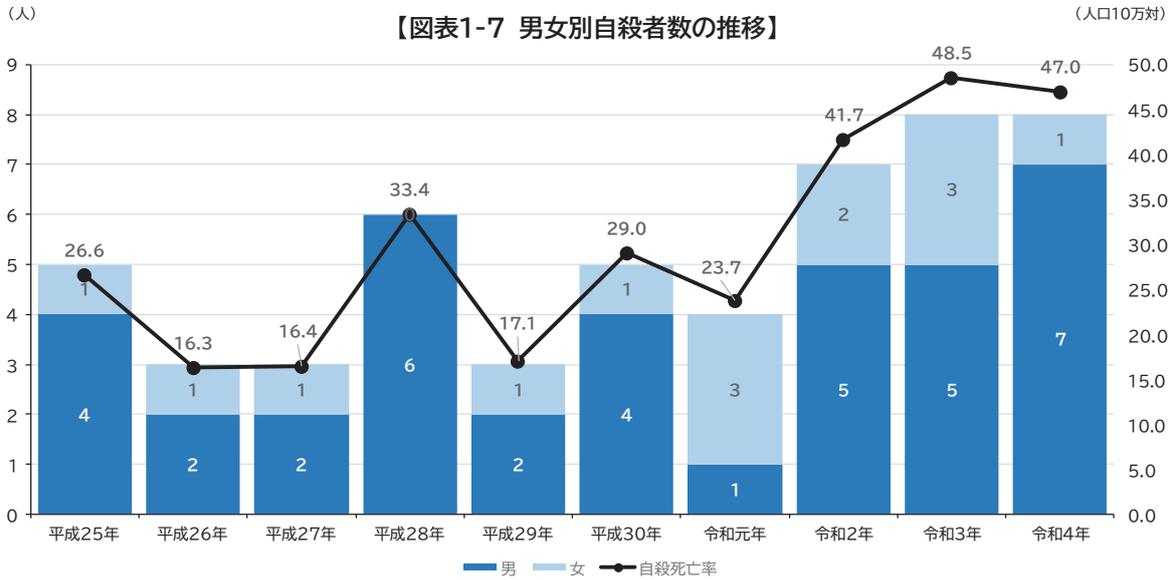
資料：青森県保健統計年報



資料：青森県保健統計年報

## ⑦ 自殺者数の推移

本町における自殺者数は、ピークであった平成 21 年度（12 人）からは減少していますが、近年では再び増加傾向に転じています。

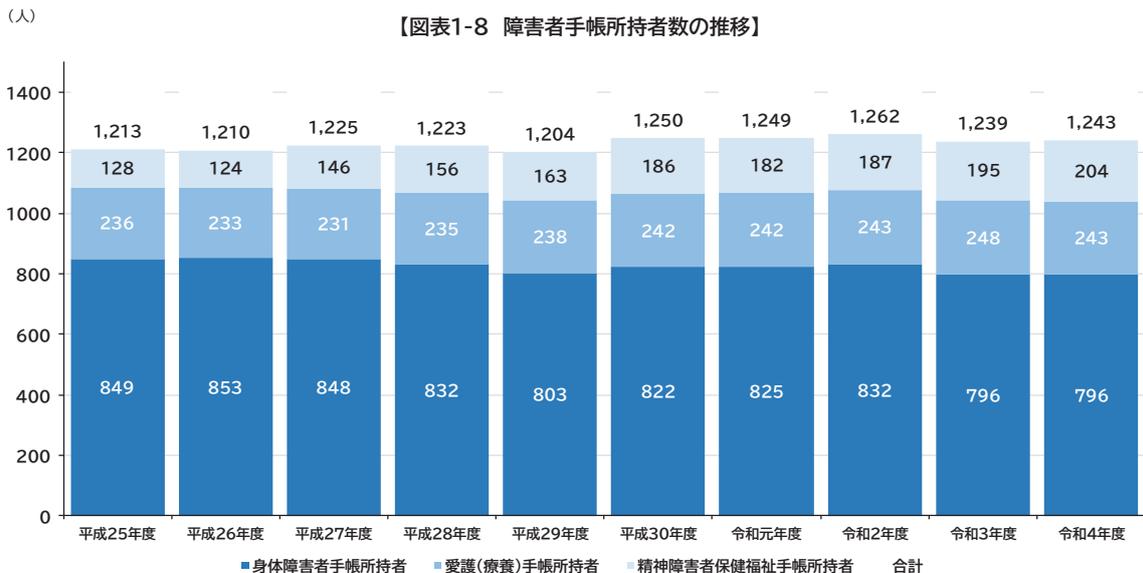


【注意】令和4年度は暫定値を計上しています。

資料：青森県保健統計年報

## ⑧ 障害者手帳所持者数の推移

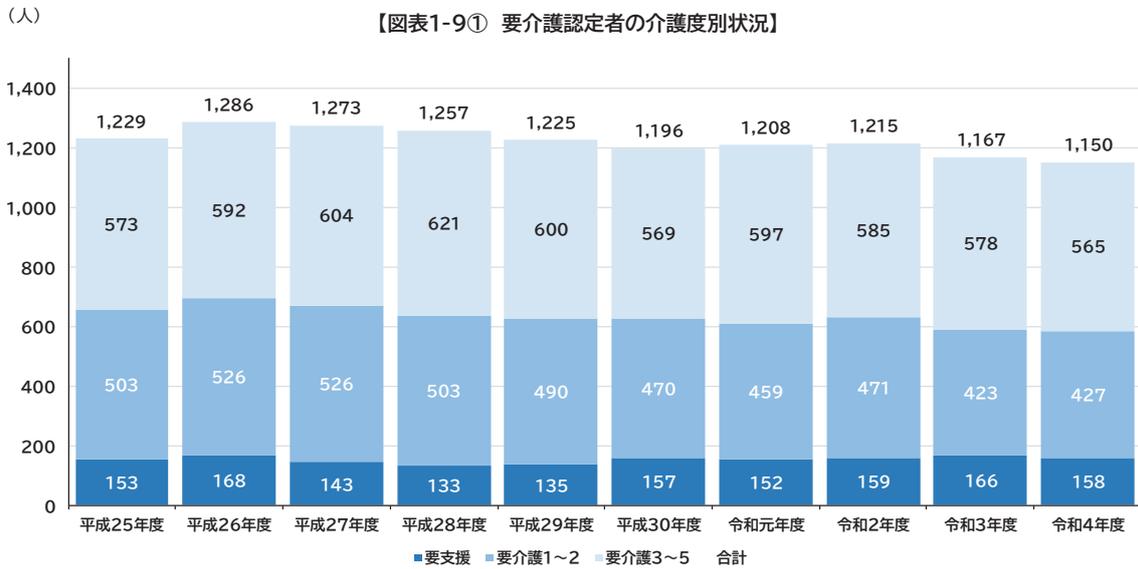
障害者手帳所持者数は各年度で増減が見られ、令和4年度末現在、身体障害者手帳所持者は796人、愛護（療育）手帳所持者が243人、精神障害者保健福祉手帳所持者が204人となっています。



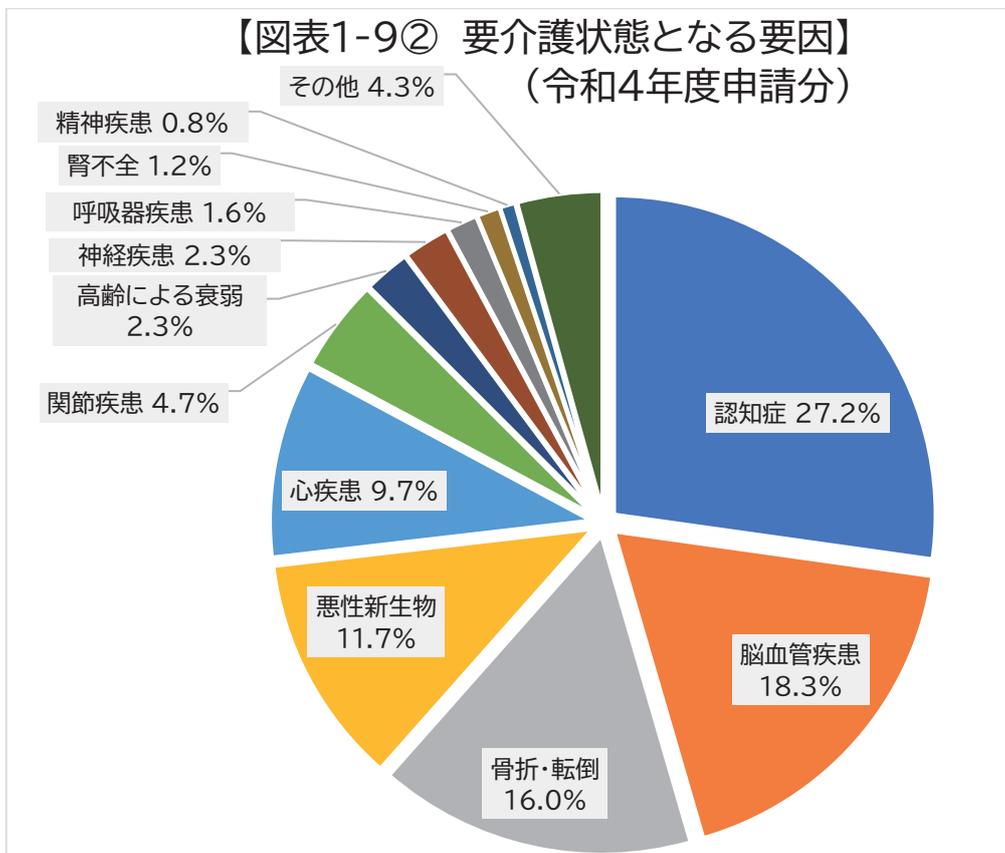
資料：数字でみる介護保険・障がい・高齢福祉（各年度末現在）

### ⑨ 要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者は平成 26 年度をピークに減少しており、令和 4 年度末現在、要介護 3～5 の人の割合が約半数を占めています。



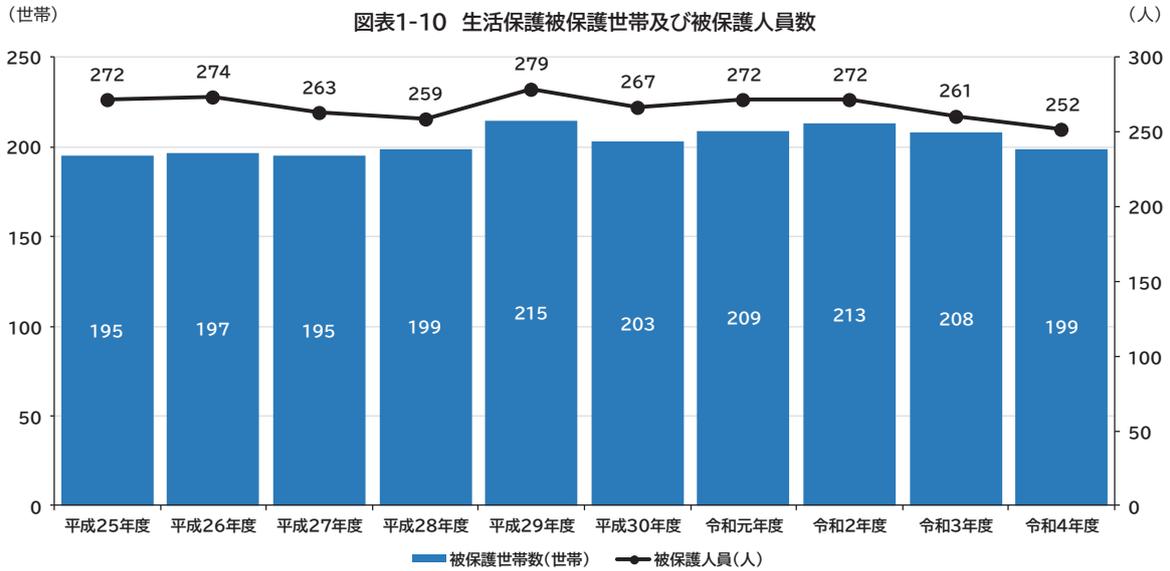
資料：数字でみる介護保険・障がい・高齢福祉（各年度末現在）



資料：数字でみる介護保険・障がい・高齢福祉

## ⑩ 生活保護の状況

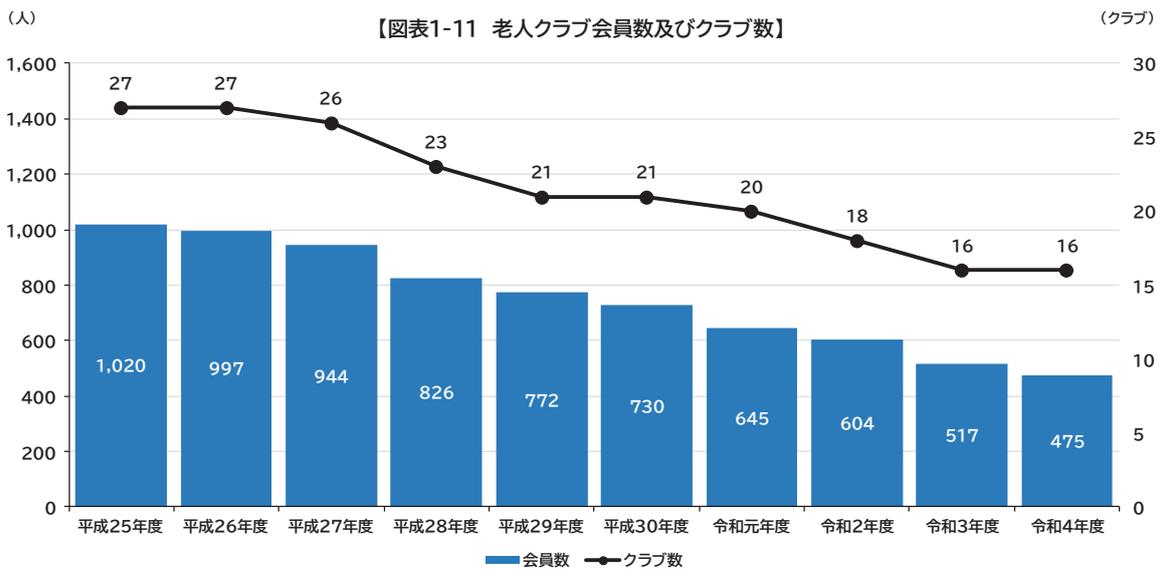
令和 4 年度末現在の生活保護被保護世帯数は 199 世帯、被保護人員数は 252 人となっています。世帯・人員数ともに令和 2 年度以降、減少傾向となっています。



資料：数字でみる介護保険・障がい・高齢福祉（各年度末現在）

## ⑪ 老人クラブの状況

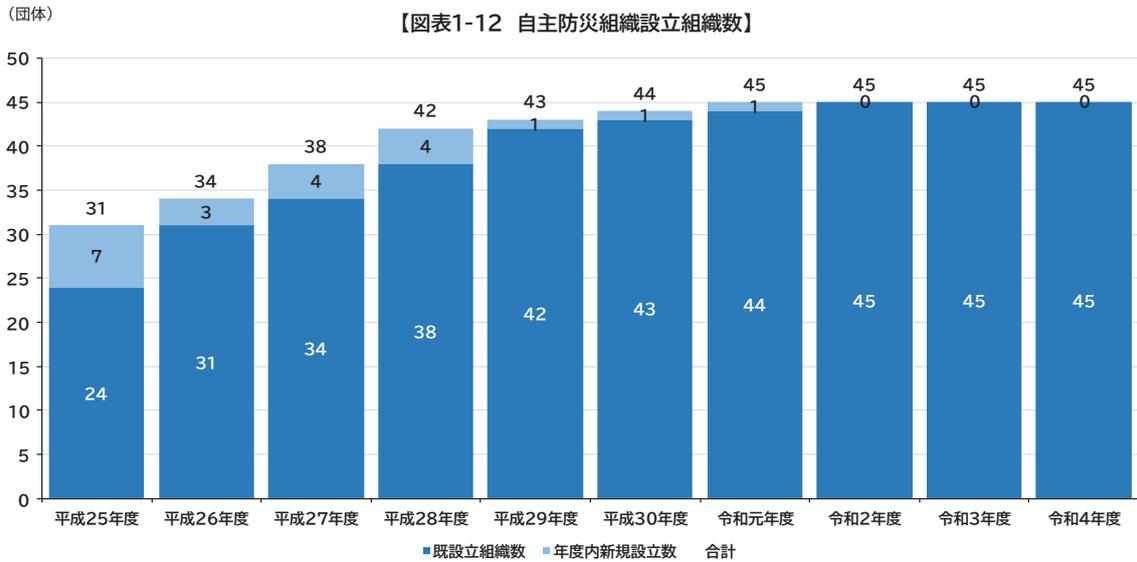
老人クラブの会員数及びクラブ数は減少傾向となっており、令和 4 年度末現在で会員数が 475 人、16 クラブとなっています。



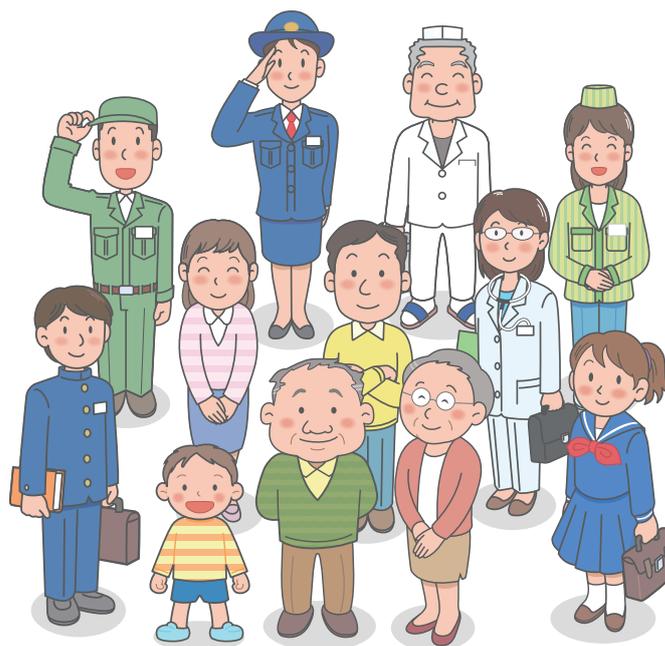
資料：数字でみる介護保険・障がい・高齢福祉（各年度末現在）

## ⑫ 自主防災組織の状況

自主防災組織数は令和元年度以降、横ばいで推移しており、令和 4 年度末現在で 45 団体が組織されており、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感が広がる中、自主防災組織の世帯カバー率は 84.37%となっています。



資料：総務課（各年度末現在）



## ⑬ 福祉避難所の協定締結状況

災害発生時において、高齢者や要援護者の方が指定避難所で避難生活を送るには、健康面や精神面で大きな負担となることから、町では16法人33施設と福祉避難所の協定を締結し、老人福祉施設等に避難できる体制を整備しています。

【 図表 1-13 南部町福祉避難所協定締結一覧 】

No.	法人名	施設名
1	社会福祉法人 水鏡会	介護老人保健施設 孔明荘
		グループホーム ひだまりの里
2	社会福祉法人 長老会	特別養護老人ホーム 長老園
		あいたすデイサービスセンター
		介護老人保健施設 なんぶ
		エスコートあかね
3	社会福祉法人 福生会	デイサービスセンタースマイル
		グループホーム「スマイル荘」
		グループホーム「スマイル荘2号館」
		住宅型有料老人ホーム サン・スマイル
4	社会福祉法人 ファミリー	特別養護老人ホーム ハピネスながわ
		グループホーム ハピネスながわ
5	社会福祉法人 恵生会	特別養護老人ホーム 三戸老人ホーム
		グループホーム三老
		三老デイサービスセンター
		三老デイサービスセンター八幡のゆ
6	特定非営利活動法人 アシスト	看護多機能サービス 如来苑
		グループホーム せせらぎ荘
		住宅型有料老人ホーム 桜桃庵
7	有限会社 赤ずきん	グループホーム 赤ずきん一番館・二番館
		グループホーム 赤ずきん三番館
8	倉石ハーネス株式会社	グループホーム ながわ荘
9	株式会社サンメディックス	グループホーム あいの里
10	有限会社 サンライズ	グループホーム ふくち
11	社会福祉法人 南部町社会福祉協議会	デイサービスセンター ひろば
		デイサービスセンター あじさい
12	社会福祉法人 清慈会	指定障害者支援施設 清岳園
13	一般社団法人 南優会	小規模多機能ホーム 蒼
14	医療法人 はらだクリニック	ケアホーム福の里
15	株式会社 南部の里あつがる園	住宅型有料老人ホーム 南部の里あつがる園
16	株式会社 ヤマショー	グループホーム 絆
		住宅型有料老人ホーム サポートハウス絆

## 2 地域の援助体制の現状

### ① 相談支援の状況

町では、委託している相談支援事業所において、地域福祉活動などの生活全般にわたり障がい者（児）の支援について、継続的な相談支援を行っています。

【 図表 2-1 地域活動支援センターでの相談件数 】

主な活動内容相談内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉サービスの利用等に関する支援	32	62	105
障がいや病状の理解に関する支援	22	27	8
健康・医療に関する支援	34	21	11
不安の解消・情緒安定に関する支援	70	32	12
保育・教育に関する支援	0	3	3
家族関係・人間関係に関する支援	51	6	3
家計・経済に関する支援	0	11	9
生活技術に関する支援	38	21	29
就労に関する支援	5	5	5
社会参加・余暇活動に関する支援	0	0	5
権利擁護に関する支援	1	0	0
その他	1	14	10
計	254	202	200

資料：福祉行政報告例第21の3表（各年度末現在）

## ② 民生委員・児童委員数

令和 4 年度末現在、南部町には厚生労働大臣から委嘱された 55 人の民生委員・児童委員と 3 人の主任児童委員が、地域福祉の向上を目指して活動しています。

主な活動としては、住民の福祉ニーズを日常的に把握する社会調査活動、社会福祉の制度やサービスの内容を住民に提供する情報提供活動などがあり、なかでも、住民が抱える問題の相談を受ける相談活動は年間約 800 件～900 件で、多岐にわたる相談内容に対応するなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

【 図表 2-2① 内容別相談件数 】

相談内容	件数	相談内容	件数
在宅福祉	34	年金保険	19
介護保険	23	仕事	6
健康、保健医療	42	家庭関係	27
子育て、母子保健	8	住居	17
子どもの生活支援	38	生活環境	32
子どもの教育、学校生活	29	日常的な支援	176
生活費	18	その他	333
		計	802

資料：福祉行政報告例第 40 表（令和 4 年度末現在）

【 図表 2-2② 分野別の相談・支援件数 】

主な活動内容相談内容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高齢者に関すること	456	453	420
障がい者に関すること	102	121	123
子どもに関すること	92	92	90
その他	235	260	169
計	885	926	802

資料：福祉行政報告例第 40 表（各年度末現在）

### ③ 社会福祉協議会の活動

南部町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核的な役割を担う団体として位置付けられ、在宅福祉サービス事業、小地域での見守りや支え合い活動、福祉教育など、各種サービスの提供や福祉のまちづくり事業を行っています。

また、ほのぼのの交流協力員事業、低所得世帯の自立支援、共同募金、ボランティア活動の振興など、地域住民に身近な相談機関として、また、住民活動や民間活動を支援する機関として重要な役割を果たしています。

### ④ ボランティアセンターの活動状況

町では、気軽にボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会においてボランティアセンターを設置し、情報提供やボランティア活動の需要と供給のパイプ役としての中間支援に努めています。

また、ボランティア団体のほか、老人クラブ、障がい者関係団体、食生活改善推進員会などが、町内でそれぞれ独自の活動を行っています。

【 図表 2-4 ボランティアセンターの登録者数の推移 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
個人登録者数	16 名	14 名	13 名
登録団体数	9 団体	9 団体	9 団体
	(183 名)	(167 名)	(174 名)
登録者計	199 名	181 名	187 名

資料：南部町社会福祉協議会（各年度末現在）

## ⑤ 除雪ボランティア隊の活動(除雪活動体制構築支援事業)

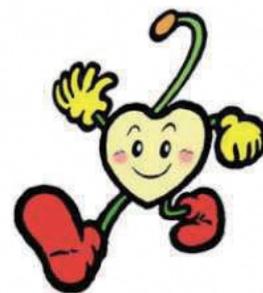
南部町社会福祉協議会では、町内会からの協力のもと、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯などへの除雪活動を実施していただくための体制整備づくりを支援しています。

町内会で、除雪活動の対象となる世帯を協議し、活動していただくことで地域のつながりを強化し、誰もが安心して暮らせることのできる地域づくりを目指しています。

【 図表 2-5 除雪ボランティア隊の登録者数の推移 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
除雪活動登録地区	13地区	13地区	11地区
除雪活動者数	182名	128名	130名

資料：南部町社会福祉協議会（各年度末現在）



南部町ボランティアセンター  
マスコットキャラクター  
「チェリーハートちゃん」



## 第3章

# 目指す地域福祉の姿

- 1 基本理念
- 2 「地域共生社会」の実現に向けた取組み
- 3 施策の展開
- 4 地域福祉政策の展開にあたって



## 1 基本理念

第3期計画においては、地域福祉を推進するための、人と人とのつながりや、関係団体との連携を含んだ地域のつながりに重点を置き、基本理念として掲げてきました。

第4期計画においても、町の最上位計画である南部町総合振興計画に定められた基本目標「保健・医療・福祉が充実して安全・安心・快適に暮らせるまち」を基本とし、これまで掲げてきた本計画の基本理念を継承するとともに、すべての町民に共有されるべき将来像としての基本目標を掲げ、施策・事業の発展につなげていきます。

みんなで支え合い  
誰もがすこやかに 安心して暮らせるまち

## 2 「地域共生社会」の実現に向けた取組み

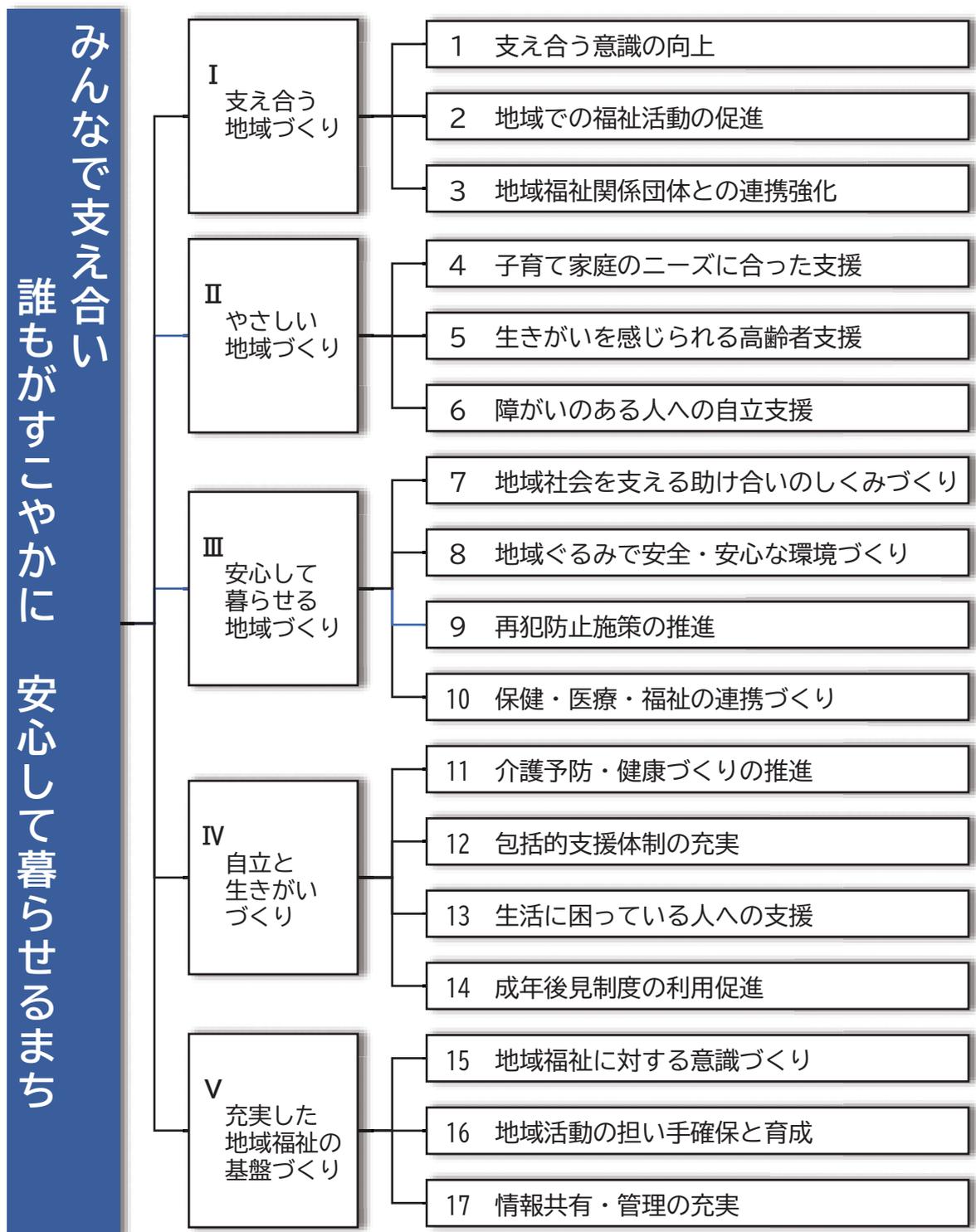
国では「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めています。「地域共生社会」とは制度・分野ごとの“縦割り”や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

本町においても「みんなで支え合い 誰もがすこやかに 安心して暮らせるまち」という基本理念のもと、町、地域住民、社会福祉事業者、住民組織などと連携を図りながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することで、すべての住民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

### 3 施策の展開

本計画は、基本理念を実現するために 5 つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて 17 の施策を推進します。

【基本理念】      【基本目標】      【施策の方向】



## 4 地域福祉政策の展開にあたって

少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯の増加など社会環境を背景に、地域の人間関係や家族関係が希薄化し、地域から孤立してしまう人、あるいは高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ひとり親家庭など、困難を抱える人、また、複合的に様々な困難を抱える人たちが増加しています。

町では、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も、町民の誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指しています。

社会情勢の変化による新たな課題に対応し、基本理念である「みんなで支え合い 誰もがすこやかに 安心して暮らせるまち」を実現していくためには、町民が地域福祉についての理解をさらに深め、地域住民の理解や参加だけではなく、社会福祉協議会、行政など様々な関係機関との効果的な連携により、身近な課題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

地域において誰もが安心して生活するためには、

<b>自 助</b>	個人や家庭による支え合い
<b>互 助</b>	近隣住民等による支え合い
<b>共 助</b>	ボランティア、NPO、福祉サービス事業所等による組織的な支え合いや助け合い
<b>公 助</b>	行政が行う公的なサービス提供や環境づくり

これらについて、町民、関係機関や関係団体、町、町社会福祉協議会などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる取組みとして進めていく必要があります。



## 第4章 基本目標

### 基本目標

- |     |                |           |
|-----|----------------|-----------|
| I   | 支え合う地域づくり      | (P35-P38) |
| II  | やさしい地域づくり      | (P39-P42) |
| III | 安心して暮らせる地域づくり  | (P43-P47) |
| IV  | 自立と生きがいづくり     | (P48-P53) |
| V   | 充実した地域福祉の基盤づくり | (P54-P57) |



## 支え合う地域づくり

高齢者や障がい者、子育て家庭などにとっては、生活の不便や孤独感など、様々な問題、悩みを抱えていることが少なくありません。地域で支え合う地域福祉を推進していくためには、障がい者と健常者とが区別されることなく社会生活を共にすることが正常な社会であるというノーマライゼーションの考えのもと、すべての町民が地域で様々な関わりを持ち、支え合うことが必要です。

少子高齢化がますます進むなかで、支え合い・助け合いの社会を構築していくためには、地域住民一人ひとりの理解を深め、住民活動やボランティア活動に一人でも多くの人に興味を持ち、活動できる環境づくりを整備するほか、ボランティア活動を通じて生活に直結する課題について考え、自立や人権、支え合い等について理解することが必要です。

誰もが安心して健康な生活を送るためには、様々な生活課題や福祉課題の解決に向けて地域全体で取り組むことのほか、援助の必要な人が孤立することのないよう見守り、支援することが大切です。地域福祉活動を支える地域での福祉意識を高め、豊かな人間関係の構築を目指します。



## ● ○ 地域のごえ ● ○

- 令和4年にそれぞれの地域において日常的な助け合いの程度について尋ねたところ、「よく助け合っている・助け合っている」の割合は約38%（H29＝約35%）、「あまり助け合っていない・助け合っていない」といった『助け合いを感じていない層』は12%（H29＝約20%）となり、徐々に助け合いの機運が高まっています。
- ボランティア活動に対する関心について尋ねたところ、「とても関心がある・ある程度は関心がある」といった『関心がある層』は5割を超え、町民のボランティア活動に対する関心は高くなっています。  
一方、「現在ボランティア活動をしている」人の割合は約4%、「過去に活動したが現在はしていない」人の割合は約9%でしたが、「活動したいと思うがしていない」人の割合は約48%となり約半数を占めています。

【地域福祉に関する町民の意識調査報告書より】

## 施策の方向1

### 支え合う意識の向上

地域に暮らすすべての人は、地域を支える貴重な人材であり、誰もが様々な機会を通じて福祉について学び、共に育む地域づくりを推進することが必要です。

性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、すべての町民がお互いに思いやりの気持ちを持ち、自ら積極的に福祉を担い参加しようという意識を持てるよう、町民への地域福祉に対する理解や関心を高める情報の発信や機会づくりに取り組むほか、高齢者や障がいのある人など、地域での見守りや援助ができる地域社会の形成を推進します。

(参考図表：P13 図表 1-1①/P17 図表 1-7)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
介護予防ボランティア育成事業	介護予防に関する地域活動が自主的にできるように、ボランティアを育成します。
徘徊・見守りSOSネットワーク	認知症徘徊者の事故を未然に防ぐため、高齢者の異変を早期に発見できるよう、見守り支援の強化を図ります。
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険性が高い人に気づき、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーを育成します。
思春期ふれあい体験学習	小中学生を対象に、生命の成り立ちを学びながら妊婦体験、赤ちゃんとのふれあい体験を通じ、命の尊さ、大切さを学びます。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
心配ごと相談開設	日常生活における、あらゆる悩みごとの相談窓口を開設し、電話または来所により受け付けます。
無料法律相談事業	法律の専門家による無料法律相談所を開設し、町民の法的トラブルや悩みごとの解消に努めます。

## 施策の方向 2

### 地域での福祉活動の推進

核家族化や少子高齢化の進展により、地域における連帯感、人間関係の希薄化が進んでいる昨今、人とふれあい、地域における付き合いを深めることができる地域行事や交流活動等に参加することは重要なものとなります。地域で交流を進めていくためには、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要であることから、仲間づくりや世代間の交流、学習活動、スポーツ・レクリエーションなど地域における交流の機会を提供するほか、町民同士が地域の問題を話し合ったり、社会参加や生きがいづくりをする活動を支援していきます。

(参考図表：P13 図表 1-1① / P19 図表 1-11)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
公民館講座や各種スポーツ事業	広く町民を対象とした趣味の教室やスポーツ教室などを通じて、交流の場を提供します。
認定こども園や地域行事等における世代間交流	地域行事や施設等での行事など、世代間の交流会を通じて日常的な交流の場を提供します。
ご近所ふれあいサロン助成事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりや地域における住民相互の支えあいの体制をつくることを目指し、高齢者を含む地域住民の身近で気軽な住民主体の通いの場（サロン）の活動を支援します。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
福祉フェスティバル事業	社会福祉に対する理解と連携を深めることを目的に、福祉大会やボランティアまつりを開催します。
ボランティア活動への普及啓発	ボランティア活動参加への動機づけとなるよう町や社会福祉協議会の広報等を通じて情報提供し、広く町民に対し社会貢献への理解を働きかけます。

### 施策の方向 3

#### 地域福祉関係団体との連携強化

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、福祉のニーズも増大し多様化している今、様々な福祉のニーズに対応するためには、地域において様々な福祉サービスを提供する組織や団体間のネットワークの強化が不可欠となります。

そのため、町内会や社会福祉協議会、地区民生委員、福祉施設、NPO等の地域で活動する団体と地域に住む人々が情報交換や連携を強化することにより、地域の中で福祉課題を抱える人を見逃さず、必要な福祉サービスの提供につなげていくための体制づくりを推進します。

(参考図表：P23 図表 2-2①・②)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
社会福祉協議会との事業連携、支援	ボランティア活動や各種福祉団体の支援など、地域福祉に根ざした社会福祉協議会の活動が円滑に進められるよう支援しています。
民生委員・児童委員活動の支援	援助を必要とする町民に対して民生委員・児童委員が適切な助言や福祉サービス情報の提供ができるよう、支援・連携するとともに、情報の共有化を促進します。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
福祉団体等の指導育成事業	福祉団体等の事務局を担当することにより、関係機関・団体との連携を密にすることで、自立・自主活動の支援と運営に努めています。

## やさしい地域づくり

地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は、町民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等、災害だけでなく犯罪や福祉、教育、環境等の様々な問題を解決する際に、その役割を果たしてきました。

しかし、現代社会では町民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加にみられる世帯構成の変化などの要因によって、かつての「向こう三軒両隣」という親密な人間関係が崩壊し、「隣は何をする人ぞ」といった地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつあります。

少子高齢化社会のなかにおいて、以前のような地域での支え合い機能や役割を重視し、地域におけるまとまり、つながりを育てていかなければなりません。町民一人ひとりの持つ温かい心が重なり合い、広がるよう、地域での支え合い・助け合いのしくみづくりに取り組んでいく必要があります。

福祉サービスに関する分かりやすい情報提供を推進するとともに、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が、必要な福祉サービスを適切に利用することで、誰もが地域で安心して日常生活を送ることができるように、福祉サービスの総合的な提供体制の充実を図ります。



## ● ○ 地域のごえ ● ○

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、町民自身ができることとしては、「日常的なあいさつ」や「声かけ・見守り・話し相手」など、気軽に負担が少ないことであればイメージできる人が多く見られます。
- 子育てで困った際の相談相手・場所については、「家族・親族」や「友人・ご近所」「学校・保育園・幼稚園」などといった、子どもが日常的に関わりのある身近なところが多いようです。



【地域福祉に関する町民の意識調査報告書より】

## 施策の方向 4

### 子育て家庭のニーズに合った支援

少子化や核家族化などによって、子育て家庭をめぐる環境は大きく変化しています。子育てについての負担や不安が高まるなか、妊産婦及び乳幼児の健康増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、次世代を担う子どもたちを地域が支援して育んでいくために、家庭・地域・教育機関等による連携のもと、地域全体で子育てを応援していくことを目指します。

(参考図表：P13 図表 1-1①／P14 図表 1-3)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
子ども家庭センターの運営	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、安心して生活を継続できるよう「母子保健」と「児童福祉」が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
母子保健関係事業	妊産婦・乳幼児・児童生徒対象の健診、相談、訪問事業などを実施し、子どもの健全な発育・発達、子育ての支援を行います。
子育て世帯支援事業	「子ども医療費助成事業」「未就学児温泉保養館滋養事業」や「子育て用品給付事業」を実施し、乳幼児の保健の向上や子育てに関する経済的負担の軽減を行います。
仕事と子育ての両立支援	子どもたちが心豊かに成長できるように、また、親の仕事と子育てが両立しやすいように、多様な保育ニーズに的確に対応した認定こども園・放課後児童クラブの充実と質の向上に努めます。
地域子育て支援センターの運営	子育て家庭に交流の場を開放し、子育てに関する育児不安等についての相談指導、子育てサークルや家庭保育を行う人たちへの支援を行います。
児童虐待防止・対応の推進	児童虐待防止のための啓発及び相談、通報窓口の周知など、児童虐待の防止と対応体制の充実に努めます。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
子育て支援事業	「口腔ケア教室」「子育て応援育児用品貸出」を実施し、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

## 施策の方向 5

### 生きがいを感じられる高齢者支援

昨今における生活課題は複雑多様化しており、支援の連携が必要となっていることから、福祉サービスをできるだけ分かりやすく、きめ細やかな配慮も考えて使いやすくしなければなりません。高齢者がいつまでも自分らしく、安心して暮らし続けることのできる地域にするため、事業者、利用者、支援者が共に手を携えて地域を支えていくまちづくりを推進します。

また、高齢者虐待の早期発見・防止のために、地域住民も含めて啓発と協力を進めていかなければならないほか、虐待に至った問題点を解消できるよう、町や地域が連携して支えていくことが必要です。

(参考図表：P15 図表 1-4 / P18 図表 1-9①)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
介護予防事業	運動機能向上、口腔ケア、認知症予防など介護予防に必要な知識や技術の普及啓発及び地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
虐待防止・対応の推進	高齢者や障がい者などの虐待防止に向けた啓発及び相談、通報窓口の周知など、高齢者や障がい者虐待の防止と対応体制の充実に努めます。
入浴施設等無料利用事業	バーデハウスふくち・チェリウスその他、町内の民間入浴施設で利用できる無料券を配布し、高齢者の健康づくりや体力づくり、介護予防を図ります。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
生活支援体制整備事業	住民主体のサービスの創出や生活支援の担い手の養成など、多様な日常生活支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図ります。
福祉機器・介護用具貸出事業	在宅高齢者や障がい者、低所得者を対象に、ベッドや車いすを貸与し、生活支援に努めます。
外出支援サービス事業	医療機関での受診や入退院時に、移送用車両での送迎サービス提供によって在宅生活を支援します。

施策の方向 6

障がいのある人への自立支援

障害者総合支援法に基づく各種サービスは障がいのある人の生活を支える基本ですが、増加する知的障がい者や精神障がい者への支援対応など課題も多く、障がい者のニーズに対するきめ細かな生活支援が必要です。

相談、支援体制の充実による障がい福祉サービスの利用促進とともに、外出支援や自立を促進する就労支援に努め、障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活することができる社会の実現を目指します。

(参考図表：P17 図表 1-8 / P22 図表 2-1)



行政の主な取組み

事業	内容
重度心身障害者医療費の助成	重度心身障がい者（児）に対して、病院などで診療を受けた場合や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金を助成します。
相談支援事業 （地域生活支援事業）	相談支援事業所と連携し、障がいのある人や保護者からの日常生活や障がい福祉サービスの利用等に係る相談事業を行い、適正なサービスの提供に努めます。
地域活動支援センター事業 （地域生活支援事業）	障がいのある人に対し、社会との交流等を目的とした創作的活動や生産活動の機会を提供し、身近な地域での活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業 （地域生活支援事業）	通所や在宅での入浴が困難な重度の障がい者（児）に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行い、安心して暮らせる環境づくりを図ります。
ことばの教室・発達相談	発達に遅れが見られる幼児に対して、言葉の発達の改善につなげられるよう、言語聴覚士等による継続的な訓練・指導を実施します。
手話言語普及促進事業	ろう者とろう者以外の人を支え合う共生社会の実現を図るため、町民に対する手話教室や手話講座の開催、町広報による周知を行います。
障害者団体運営助成事業	障がい者団体会員の連帯意識高揚と社会参加活動を促進するため、障がい者団体へ運営助成を行います。



社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある人の外出を援助し、地域での自立生活や社会参加を支援します。

## 安心して暮らせる地域づくり

町民の誰もが、地域福祉の担い手であるという意識、互いに支えあい助け合う気持ち、地域福祉への関心を高めていくことで、すべての町民が年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、すべての人が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、ボランティア活動の推進等による社会参加の機会が充実した環境や保健・医療・福祉の連携体制を強化します。

安心・安全な地域生活の確保に向け、防犯パトロールや学校等の防犯対策の強化など、防犯体制を整備するほか、犯罪防止教育の実施、再犯防止施策を展開するなど、町民、関係機関、町が協働・連携して、地域の防犯活動を推進します。

災害発生時において特に支援が必要となる高齢者や障がい者等を把握し、安否確認と避難所等への誘導などの支援を的確に行うために、避難行動要支援者名簿の整備や自主防災会の組織化へ向けた働きかけを進めるとともに、関係機関と連携した地域防災力の向上など、地域ぐるみで防災対策の充実を図っていきます。



## ● ○ 地域のごえ ● ○

- 災害がおこった場合に、住民がお互いにどのような支援をすることが大切だと思うかの問いに、「災害直後の安否確認や声かけ」「災害や非難に関する情報提供」「避難場所などへの移動の支援」が上位を占めています。
- 地域でおこる様々な生活課題に対し、町民が相互に協力するために必要なことについて尋ねたところ、「自治会・町内会が中心となって住民相互の交流を深める」「行政が地域活動の相談や情報提供など、支援体制を充実する」といったことが必要と感じています。



【地域福祉に関する町民の意識調査報告書より】

施策の方向 7

地域社会を支える助け合いのしくみづくり

南部町社会福祉協議会では、子どもから高齢者までだれもが親しみやすくボランティア活動が出来るよう、ボランティアセンターを設置し、ライフサポート、除雪、公的機関と連携したボランティア事業を展開しています。誰もが住み慣れた地域で安心して毎日を送るためには、公的なサービスを補完する地域の見守り活動やボランティア活動などによる支援がとても重要になってくることから、社会福祉協議会を通じたボランティア団体やNPO団体との連携を深め、育成・指導に努めます。

また、民生委員・児童委員は、地域で援護を必要とする人にとって行政との最初の相談窓口としての役割を担っており、その活動の支援を行っていきます。

(参考図表：P23 図表 2-2②/P24 図表 2-4)



行政の主な取組み

事業	内容
見守り協定等の締結	配達業務等を通じ、高齢者宅などの異変を発見した場合に、町へ連絡してくれる協定締結の拡充に努めます。
地域担当職員制度の充実	地域の課題解決に向けて一緒に考え、住民が主体的に取り組んでいけるよう支援を行うもので、福祉における課題についても共に話し合っていくこととしています。
福祉サービスを利用しやすい環境づくり	成年後見人制度や社会福祉協議会の各種事業・制度の活用を推進するとともに、民生委員などの相談機関との連携を図り、情報提供の充実を図ります。



社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
ボランティア育成事業	ボランティア活動の登録者確保に向け創意工夫を凝らし、ボランティア活動の参加や意欲を高めるように努めます。
サロン活動の推進	生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけて、小地域（町内会単位）を基盤とした地域の人同士のつながりを深める自主活動の場（サロン）づくりを推進します。
ほのぼの交流協力員事業	ほのぼの交流協力員や民生委員・児童委員等により、様々な見守り活動を広範かつ重層的に活用することで、高齢者や障がい者をはじめ、地域住民とのふれあい交流を支援します。

## 施策の方向 8

### 地域ぐるみで安全・安心な環境づくり

近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨といった自然災害が頻発化・激甚化しています。災害時において、人的被害をなくすためには、日頃から高齢者や障がい者、医療的ケア児などの要援護者をはじめ、妊婦や乳幼児などを含めた要配慮者を把握し、地域内で情報を共有することが重要です。要配慮者の把握に努めながら、引き続き、避難行動要支援者名簿の整備、充実に努めます。

また、災害発生時に被害の拡大を防ぐためには、町の対応だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る（自助）、地域の人と互いに協力し合いながら防災活動に取り組むこと（互助）が必要になることから、自主防災組織の未設立地域について、組織化へ向けた働きかけを行っていきます。

職業、世代を超えた地域のつながりを強固なものにするため、将来の防災の担い手である小・中学生の防災訓練参加等を通じて、地域における互助意識の高揚を図ります。

（参考図表：P20 図表 1-12／P21 図表 1-13）



#### 行政の主な取り組み

事業	内容
避難行動要支援者名簿の整備	高齢者や障がい者、医療的ケア児などのデータを町の事業推進における情報として活用するとともに、発災時の対応に備える台帳を整備します。
福祉避難所の充実	災害時に、生活上特別な配慮を要する要配慮者を受け入れる福祉避難所としてふさわしい施設を指定し、確保していくとともに、必要に応じて協定内容を見直します。
自主防災組織率の向上	災害時はもちろん、日頃から支え合える地域づくりを目指し、自主防災組織のさらなる組織率向上に努めます。
防災訓練の充実	南部町地域防災計画に基づく防災訓練において、福祉避難所の開設訓練や将来の防災の担い手である小・中学生の参加に努め、地域防災力の向上を図ります。
人にやさしい環境整備の推進	高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進めるため、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの町づくりに努めます。



#### 社会福祉協議会での主な取り組み

事業	内容
災害時救援活動	災害時に備え、平時から機能する支援体制の整備や、関係機関との連携・ネットワークづくり等の支援体制の充実を図っていきます。
福祉安心電話サービス事業	ひとり暮らし高齢者や障がいのある世帯を対象に、福祉安心電話を設置し、緊急時の体制づくりと孤独感の解消に努めます。

施策の方向 9

再犯防止施策の推進

< 南部町再犯防止推進計画 >

地域で安全・安心に暮らしをしていくためには、犯罪や非行がない環境づくりを進めていくことが必要です。

近年、我が国の刑法犯検挙者の認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合は約半数に達しており増加を続けています。

これは、犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、病気があるなど様々な困難を抱えている方がおり、再び犯罪を繰り返してしまう一つの要因となっています。

更生保護活動に取り組む関係団体と連携を強化し、罪を犯した人が、犯罪や非行を繰り返すことなく社会復帰できるような環境づくりを推進します。

また、「社会を明るくする運動」など再犯防止に関する周知啓発に取り組み、再犯防止や更生保護に関する町民の意識醸成を推進します。



行政の主な取組み

事業	内容
保護司との連携強化	犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。
再犯防止に関する意識の醸成	犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組みである「社会を明るくする運動」や再犯防止に関する周知啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
民間協力者や関係団体等との連携	更生保護団体、八戸地区更生保護サポートセンター、青森保護観察所等との連携強化に努め、再犯防止に向けた就労や住居に関する支援の取組みを推進します。
保健医療・福祉サービスの利用支援	保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、罪を犯した人であるか否かに関わらず、適切な保健医療・福祉サービスの利用が受けられるよう支援します。

## 施策の方向 10

### 保健・医療・福祉の連携づくり

本町は平成26年6月、包括ケアシステムの中核となる南部町医療健康センターを開設しました。健康づくり、疾病予防、健康相談、訪問指導などの「保健サービス」、診療・治療などの「医療サービス」、給食、家事援助などの「福祉サービス」が、必要な時に総合的に提供できるよう「包括ケアシステムの構築」について、町の重要施策として進めています。

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を送るためには、介護保険サービスや医療、保健・福祉サービスだけでなく、ボランティアや民生委員・児童委員、行政員、老人クラブなどの町民同士の助けあいや、様々な社会資源が連携できるようなしくみを充実するとともに、多職種との協働を図ります。

(参考図表：P23 図表 2-2①)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
包括的支援事業の実施	介護サービス事業所や医療機関、民生委員、その他相談支援機関等との連携による地域包括支援センターの機能の強化に努め、高齢者の総合相談支援や権利擁護などの包括的支援事業を効果的に実施します。
地域包括ケアシステムの機能拡充	多職種協働による地域ケア会議を開催し、高齢者支援にかかわる関係機関とのネットワーク強化と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの機能拡充に努めます。

基本  
目標

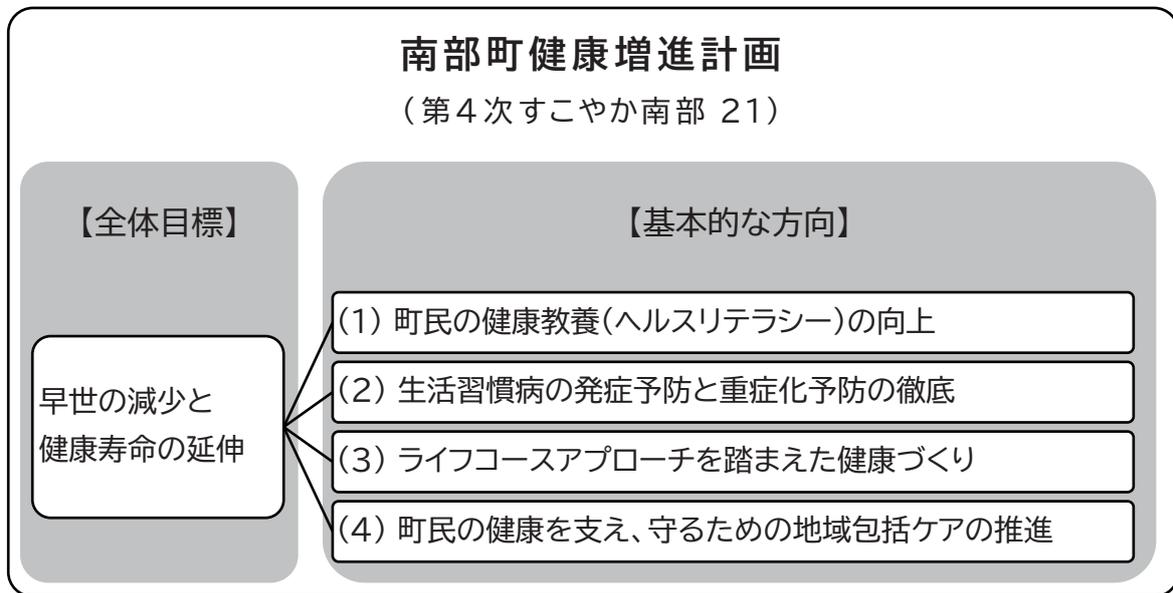
IV

自立と生きがいづくり

心身の健康を維持・増進し、自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持し、活発に社会参加や地域活動に参加するためには、世代を問わず町民一人ひとりが日ごろから規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。

町の健康増進計画「第4次すこやか南部21」の全体目標として掲げる「早世の減少と健康寿命の延伸」及び4つの基本的な方向への取組みについて、地域住民、ボランティア・地域団体、住民組織等と連携・協働しながら、健康関連情報の提供など様々な健康づくり事業に取り組んでいきます。

一方、町民一人ひとりが生きがいを持って日常生活を送るためには、就労支援や生涯学習環境等の充実が必要となり、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。



計画期間：令和6年度から令和17年度

## 施策の方向 11

## 介護予防・健康づくりの推進

住み慣れた地域で、いつまでも健康で暮らし続けるためには、町民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するための活動を実践することが必要です。

本町では、「健康で住みよいまちづくり」の一層の推進を目指すため「健康なまち宣言」を行い、健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、町民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力の向上を図ります。また、利用しやすい教室等の日時・場所の検討及び関係部署との連携をとりながら、広報等の啓発を強化します。

一方、社会情勢の変動等の影響により、うつ病等の心の病に悩む人々や、貴重な命を自ら絶つ人も少なくありません。身体の変調の早期発見・早期対応のための相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高めるための取組みを推進していきます。

(参考図表：P16 図表 1-6①・②)



## 行政の主な取組み

事業	内容
若年生活習慣病予防健康診査及び親子健康面談	中学生の健診結果を基に、家族の健診受診勧奨や生活習慣改善指導を行い、家族ぐるみの健康づくりを推進します。
小・中学校健康教室	成長期にある児童・生徒及びその保護者に対して、生活習慣病の見直しや自分の健康について考える機会をつくり、小児生活習慣病を予防するための正しい知識や健康の大切さを認識し、健全な生活習慣の形成を目指していきます。
特定健診、がん検診及び特定保健指導	特定健診や各種がん検診の受診率向上を目指し、様々な機会を利用して受診勧奨を行います。また、特定保健指導該当者へ生活改善に向けた指導を行います。
健康教室・健康相談	町民一人ひとりが、健康教養を高め、生活習慣病予防や介護予防を実践する力を身につけるための教室や相談を実施します。
心の健康づくり事業	うつ病スクリーニングの実施や精神科医師による心の健康相談、保健師による電話相談やメール相談を実施しながら、心の健康づくりの取組みを行います。
一般介護予防事業	住み慣れた地域において可能な限り自立した生活を営むことができるよう生きがいがづくりによる介護予防の取組を推進していきます。

施策の方向 12

包括的支援体制の充実

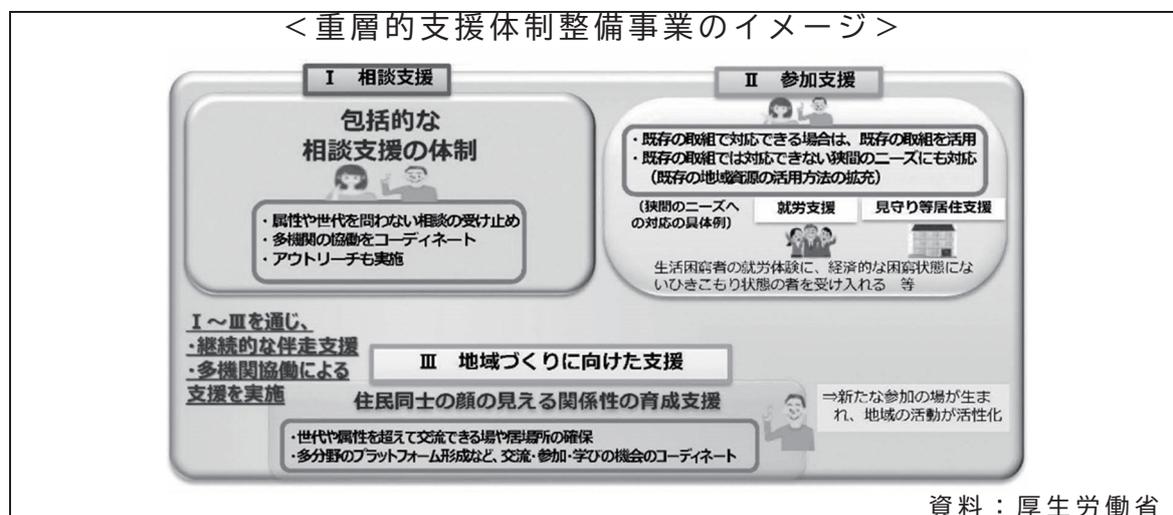
核家族化に伴い一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることに加え、今後はさらに、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者も急激に増加することが見込まれており、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や80代の親が引きこもっている50代の子の生活を支えている世帯（8050問題）、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている世帯（ヤングケアラー）のような課題が複合化・複雑化することによって、解決が困難となってしまう事例が想定されます。

また、不登校やひきこもりの家族がいる世帯、認知症の家族の徘徊に悩まされている世帯、ごみ屋敷の問題など、何らかの悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応などが、新たな課題として顕在化してきました。

地域社会の多様化等を背景に、行政だけでは地域の様々な課題に対応することが困難になってきており、町民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、各地域において町民自らが主体となり、互いに顔の見える関係を築くとともに、何かあった場合にも助け合うことができる体制づくりなど課題解決に向けて取り組むことが必要です。

町や関係機関においては、制度・分野ごとの枠組みを超えて協働し、包括的かつ重層的な支援体制を構築することにより、複合的な課題、制度の狭間にある課題を把握し、必要な支援につなげる仕組みをつくり取り組むことが必要です。

（参考図表：P15 図表 1-4/P18 図表 1-9①/P25 図表 2-5）





## 行政の主な取組み

事業	内容
総合相談支援事業	本人・家族・近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受け、高齢者等の心身の状況や生活状況の実態を把握し、必要な支援の情報提供・関係機関や制度の紹介を行っていきます。
権利擁護に関する支援	介護予防サービスなどの一般的な支援だけでは解決できない、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門性に基づいた支援を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の様々な職種が相互に連携し、「地域包括ケア」の体制づくりを推進します。
生活支援体制整備事業	医療・介護のサービス提供のみならず、多様な主体と連携しながら、住民主体のサービスの創出や生活支援の担い手の育成など、地域で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。
重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない包括的な「相談支援」、社会とのつながりを作る「参加支援」、地域からの孤立を防ぎ交流や活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」について、町の実情や既存の相談支援体制を勘案し、実施について検討します。



## 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
除雪活動体制構築支援事業	町内会からの協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などへの除雪活動を実施するための体制整備づくりを支援していきます。
地域ふれあい交流会への助成	地域住民により編成されたグループ（町内会・ボランティアグループ）により、高齢者の生きがいと社会参加を促進するための交流会へ助成し、社会的孤独と孤独感の解消に努めます。

## 施策の方向 13

### 生活に困っている人への支援

社会保障制度は、急速な社会情勢に応じて制度自体も変化していることから、的確かつ分かりやすい情報の発信に努めなければなりません。

社会経済情勢の悪化に伴い、生活保護受給世帯数や受給者数が増加しており、様々な要因により増加している生活困窮者に対し、生活保護に至ることなく就職に結びつけられるよう、国が進める施策に基づき関係機関と連携して総合的な支援に努めます。

また、引きこもりのほか、結婚・出産・突然の病気や事故などによる離職、介護や生活支援が必要であっても制度の対象に該当せず、福祉サービスが利用できない場合も考えられます。町独自の施策や従来のサービス、ボランティアなどの民間活力も含めたマネジメント機能を充実させ、分野を横断した支援策を推進します。

(参考図表：P19 図表 1-10 / P22 図表 2-1)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
「食」の自立支援事業	高齢、心身の障がい、疾病等の理由により食事の調理等ができない高齢者等に対し、食事を提供するとともに、安否確認を行います。
軽度生活援助事業	要介護状態には至らないが、一部、自立した生活の継続が困難な高齢者等に軽度の生活援助を行います。
社会福祉協議会との連携	生活福祉資金やボランティアセンターなど、社会福祉協議会が実施している各種事業と連携し、個々のニーズにあった支援を行います。
買い物弱者支援事業	行政と民間、民間事業者間の連携により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている「買い物弱者」への支援サービスを行います。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
たすけあい資金貸付事業	低所得者世帯を対象に、緊急を要する生活のつなぎ資金貸付と必要な援助指導を行い、その世帯の自立支援を行います。
生活福祉資金貸付事業	総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金など、低所得者世帯が自立できるよう資金貸付を行います。

## 施策の方向 14

## 成年後見制度の利用促進

## ＜南部町成年後見制度利用促進基本計画＞

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断する能力が不十分な方について、家庭裁判所によってえられた成年後見人が、本人に代わって財産管理や契約行為などを行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

近年では、核家族化や高齢化の進展により、高齢者や障がいのある人だけの世帯が増加しており、このような人たちの財産管理や日常生活を地域全体で支えていくことが、今後ますます重要となっていきます。

こうした状況を踏まえ、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、南部町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

成年後見制度の相談窓口として「八戸圏域成年後見センター」を本町、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、階上町、新郷村、おいらせ町の8市町村で共同設置し、支援の必要な人の発見、必要な支援へつなげる仕組みを構築し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生活できる地域共生社会の実現を目指します。



## 行政の主な取り組み

事業	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な状況にもかかわらず、本人や親族等が申立を行うことが難しい場合、町長が申立を行います。また、制度を利用する際に生じる費用の支払いが困難な人に、申立費用の助成を行います。
八戸圏域市民後見推進事業	社会貢献への意欲が高い一般の人を対象に、市民後見人を養成するための研修や資質向上を図るためのフォローアップ研修を行うなど、市民後見人が適切に活動を行えるよう支援体制を構築します。
八戸圏域成年後見センターとの連携	八戸圏域成年後見センターを中核機関に位置づけ、関係機関、家庭裁判所等と連携を図るとともに、成年後見セミナー研修会の開催等を通じて成年後見制度に関する普及啓発に努めます。

## 充実した地域福祉の基盤づくり

地域社会の変容により、町民が抱える様々な問題が顕在化している中において、町民一人ひとりの実情に応じたきめ細やかで柔軟な対応が求められますが、複雑多様化する生活課題に応じていくためには、公的サービスのみでは限界があります。

たとえば、実際に地域で生活しているからこそ気づく問題や、高齢者や障がいのある人などのゴミ出しや買い物支援といった近所同士のちょっとした声掛け・助け合いで解決できる問題もあります。

そのため、これからの地域福祉の推進を行うためには、行政はもとより、地域住民、事業者、NPO、ボランティアなど地域で活動する団体がより一層、地域課題への共通認識を持つとともに、それぞれの役割を理解し、自発的・自主的な取組みを行っていくことが重要です。

地域の様々な課題に応じていくためには、それぞれが最大限役割を果たしていくとともに、お互いが補充し合うなど「おたがいさま・おかげさま」の視点で、地域福祉の意義や重要性の理解を促し、重層的なネットワークで受け止めていくことが大切です。

また、基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが重要です。

そこで、地域を横断する視点で取組みを行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを推進します。



### ● ○ 地域のごえ ● ○

- 福祉のまちづくりを進めていくためには、約35%の方が「社会福祉に関する情報の提供や広報活動」が必要であると最も多く、次いで「介護・福祉サービスの充実」「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みづくり」といった内容が上位を占めています。
- より多くの方がボランティア活動に参加できるようにするためには、「地域にボランティアが集える居場所づくりを増やす」といった、高齢者や子どもが日々交流できる、世代を超えた集会の場が求められます。

【地域福祉に関する町民の意識調査報告書より】

## 施策の方向 15

## 地域福祉に対する意識づくり

「みんなで支え合い誰もがすこやかに安心して暮らせるまち」という考え方は、制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民自らが福祉に参画することによって実現されます。そのためには、子どもたちを含めた町民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の改題を自分の課題として考えることが必要です。

地域に暮らす様々な立場の人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解・尊重することが必要であり、地域福祉に対する町民一人ひとりの意識を高めるための取組みを推進します。

(参考図表：P23 図表 2-2① / P24 図表 2-4)



## 行政の主な取組み

事業	内容
地域福祉活動促進のための環境整備	福祉活動への町民参加、民生委員・児童委員などの福祉団体の育成や活動支援に努めるとともに、社会福祉協議会の組織強化や機能充実、地域福祉活動の活性化を促進します。
福祉サービスを利用しやすい環境づくり	成年後見制度や社会福祉協議会の各種事業・制度の活用を促進するとともに、民生委員・児童委員などの相談機関との連携を図ります。



## 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
福祉の心を育む事業	小・中学校及び高等学校に出向き、福祉講座や福祉体験学習を開催し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深め社会奉仕活動の高揚に努めます。
ボランティア各種研修会への参加支援	ボランティア団体や個人登録者に対し、各種ボランティア研修会への参加を募り、活動への意欲向上につなげます。

## 施策の方向 16

### 地域活動の担い手確保と育成

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠であり、各地域の共通の課題としても担い手の確保や育成が挙げられており、地域での活動を円滑に進めるためには、推進役となるリーダー的存在が重要となり、地域活動やボランティア活動などの担い手の輪を広げていくことが必要です。

また、福祉的な支援を必要とする人が増えている状況において、専門性を持った福祉の人材の重要性が高まっているいま、各種の講座・研修会等を充実させ、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成と、知識や経験が豊富な専門性の高い人材の確保に努めます。

(参考図表：P24 図表 2-4)



#### 行政の主な取組み

事業	内容
介護予防ボランティア育成事業	介護予防を地域ぐるみで取り組むために、自主的活動を展開するリーダーや介護予防事業のボランティアとなる人材の育成を支援します。
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険性が高い人に気づき、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーを育成します。
認知症サポーター養成事業	認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、地域や職域において「認知症サポーター」の養成を支援します。



#### 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
実習生・職場体験受入	福祉人材育成として、社会福祉を専攻している学生及び社会人等を対象に、職場体験及び社会福祉に関する資格取得のため、介護実習生等の受入を支援します。

## 施策の方向 17

## 情報共有・管理の充実

効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動する様々な人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせません。しかし、個人情報保護に関する過剰反応の影響で一人暮らしの高齢者や要配慮者の把握が困難になっています。地域住民や地域の福祉関係者等に対して、個人情報保護法趣旨と情報の共有化の必要性を周知する必要があります。

また、地域のボランティア・各種活動団体の活動情報を共有し、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑化・多様化する問題に対応する相談支援体制の充実を図り、誰もがわかりやすく必要な情報を得られるよう、適切な支援につなげる仕組みをつくっていきます。

(参考図表：P14 図表 1-2/P24 図表 2-4)



## 行政の主な取組み

事業	内容
高度情報化への対応	多様化する町民ニーズへの対応や町民サービスの充実を図るため、ICTを活用した行政サービスの効率化や高度化を図ります。
地域ケア会議	高齢者支援における地域の課題を多職種で連携・共有する支援体制づくりを進めるため、課題解決に向けた協議や研修会の継続的な開催を実施します。



## 社会福祉協議会での主な取組み

事業	内容
「ふくしのはあと」社協情報誌発行	社会福祉協議会の情報誌を隔月に発行し、ボランティア活動をはじめとした地域の福祉行事や活動等を紹介し、町民に社会福祉の情報提供・啓発に努めます。
地区別情報交換会の実施	町内会単位を基本として、ほのぼの交流協力員のほか町内会長、民生委員・児童委員などを重層的に活用し、見守り対象者の掘り起こしや検討を要するケース等の情報共有を図ります。



# 第5章 計画の推進にむけて

---

- 1 協働による計画の推進
- 2 計画の進行管理



## 1 協働による計画の推進

地域福祉計画の主役は地域に生活している町民一人ひとりです。

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組みだけでは不十分であり、町民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア団体、各種関係機関、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれに役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

### ① 町民との連携の推進

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

支援の必要の有無にかかわらず、町民一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ自主的に参画するよう努めます。

### ② 事業者との連携の推進

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、町民が福祉活動へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

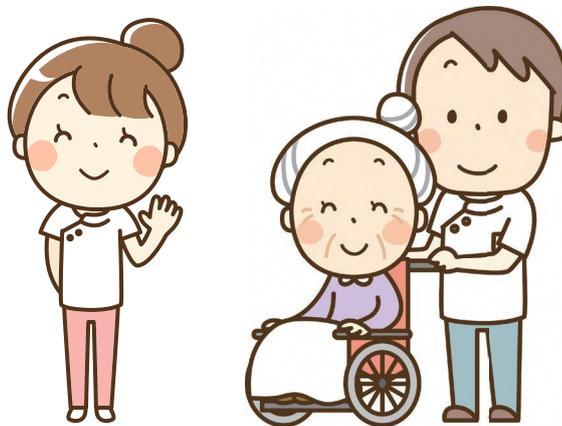
### ③ 社会福祉協議会との連携の推進

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とが、相互に連携しながら、地域住民、ボランティア団体、社会福祉施設、民間事業者、行政などがそれぞれの役割を果たし、また連携を深めながら地域の福祉課題に取り組んでいきます。

### ④ 行政の推進体制

行政には町民の福祉向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した地域福祉の仕組みづくりに努めます。

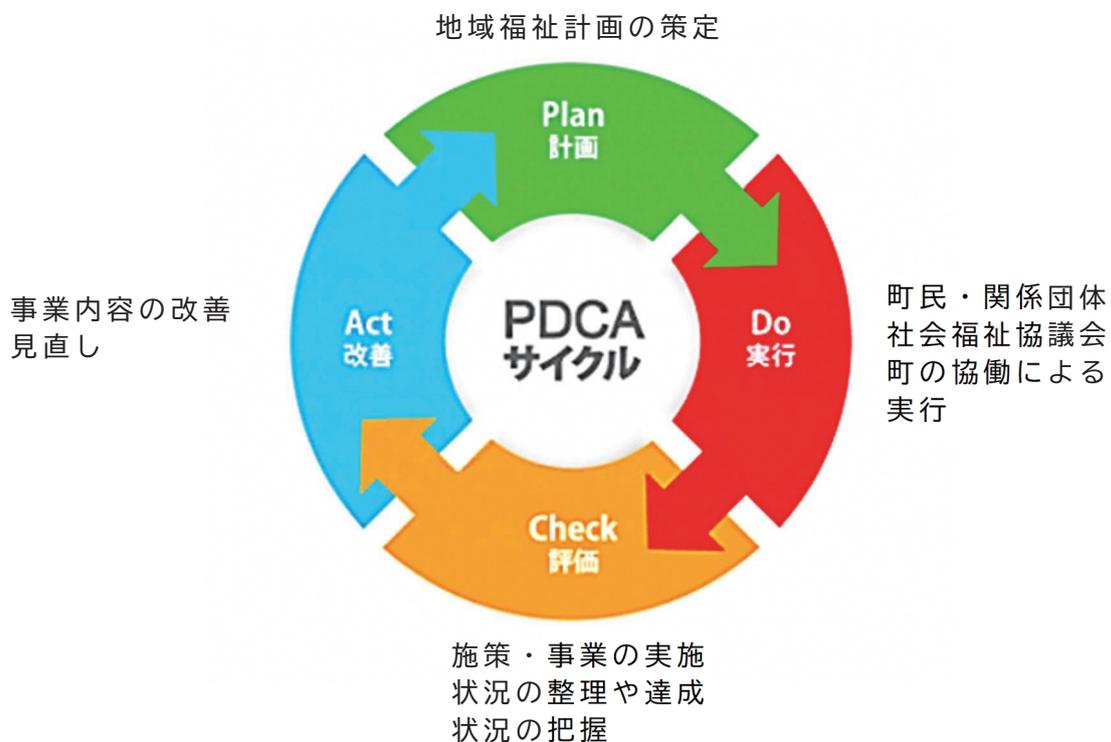


## 2 計画の進行管理

本計画の実施期間において、適切に事業等が推進されているかどうかについて進行管理を行うことが不可欠です。

各取組みの進行状況を継続的にしていくため、PLAN（計画）、事業の実施（DO）、検証・評価（CHECK）、事業の見直し（ACTION）の頭文字をとったPDCAサイクル（計画から事業の見直しまでを1つのサイクルとして業務の効率化を目指す方法）を活用することとし、町民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成される「南部町地域福祉計画策定委員会」において計画の進捗状況を評価し、各施策の見直しや本計画の推進を図ります。

### 【PDCAサイクルのプロセス】





# 資料編

---

- 1 南部町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 南部町地域福祉計画策定委員会委員名簿
- 3 南部町地域福祉計画策定経過



## 資料 1 南部町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 8 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 2 月 1 日一部改正

平成 30 年 6 月 19 日全部改正

令和 5 年 8 月 1 日改定

令和 6 年 3 月 1 日改定

## (設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 2 項の規定に基づく市町村地域福祉計画として、南部町における総合的な地域福祉の推進を図るための南部町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南部町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、委員会で必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、16 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 福祉事業関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 5 年以内とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される委員会の会議は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、委員長が緊急の決議を要し、かつ、会議の招集若しくは成立が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議をもって会議の議事を決定することができる。

(報酬等)

第7条 委員は、非常勤の特別職とし、南部町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第48号）別表に規定する「前各号に掲げるものの他、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる特別職の職員」として、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、第3条第2項第5号に規定する関係行政機関の職員には支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、南部町福祉介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

## 資料2 南部町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和5年9月15日から令和10年3月31日まで

職・氏名	所属・役職
委員長 吉田 守実	八戸学院大学 健康医療学部 人間健康学科 学科長
副委員長 西 舘 隆	学識経験者（前・地域福祉計画策定委員）
委員 大久保 文雄	南部町医療センター 副院長
委員 有 谷 隆	南部町社会福祉協議会 会長
委員 中 村 正	南部町民生委員児童委員協議会 会長
委員 小澤田 ひめ	南部町保健推進員 代表
委員 山 田 賢 司 <sup>(※)</sup> 馬 場 又 彦	南部町介護保険運営協議会 副会長
委員 夏 井 健 光	南部町地域自立支援協議会 会長
委員 三 浦 恵美子	南部町主任児童委員 代表
委員 本 多 悟	介護老人保健施設 孔明荘 総務部長
委員 中 村 直 人	指定障害福祉サービス事業所 清岳園そら 施設長
委員 工 藤 隆 治	南部町老人クラブ連合会 会長
委員 坂 上 誠	南部町身体障害者福祉会 会長
委員 林 悦 子	青森里山福祉研究会 事務局

(※)南部町介護保険運営協議会の委嘱替えにより、令和5年10月12日まで

## 資料 3 南部町地域福祉計画策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

期日	検討内容等
令和5年9月15日	第1回南部町地域福祉計画策定委員会開催 ・委嘱状交付 ・諮問（第4期南部町地域福祉計画の策定について） ・町の現状と課題 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の 方針について
令和6年2月19日	第2回南部町地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の 素案について
令和6年3月5日～ 令和6年3月15日	第3回南部町地域福祉計画策定委員会（書面） ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の 最終案について
令和6年3月21日	計画策定に係る委員長との最終打合せ ・第3回委員会（書面議決）での評決結果の報告 ・最終案に係る最終調整 ・答申に係る協議
令和6年3月25日	答申（第4期南部町地域福祉計画の策定について）





## 南部町地域福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 南部町福祉介護課

〒039-0595

青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山 91 番地 1

電話 0178-60-7101 / FAX 0178-76-3904

URL <https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp>

X (旧 Twitter) @nanbutown



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。